熊本県告示第504号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 16 年 5 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 都市計画の種類

菊池都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

菊池都市計画区域

3 縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第505号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 18 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 16 年 5 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 都市計画の種類

宇土都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

宇土都市計画区域

3 縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 506 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 18 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 16 年 5 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 都市計画の種類

城南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

城南都市計画区域

3 縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 507 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 16 年 5 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 都市計画の種類

松橋不知火都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

松橋不知火都市計画区域

3 縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 508 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 16 年 5 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 都市計画の種類

小川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

小川都市計画区域

3 縦覧場所